

(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

1 全体的事項

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、「生物多様性保全上重要な里地里山」、「日本の重要湿地 500」に選定され、「広島県自然環境保全地域」に指定されている八幡湿原や、「保安林」、「鳥獣保護区」といった重要な自然環境のまとまりの場が存在し、重要種の動植物が生息・生育している等、次世代に残していくべき自然環境を有している地域である。

併せて、対象事業実施区域の周辺は多くの鳥類の渡りの経路となっており、これらの地域特性も踏まえたうえで、環境影響を回避・低減するよう風力発電設備及び取付道路等の構造・配置・規模（以下、「風力発電設備の配置等」という。）を検討し、その検討経緯について評価書において明確にすること。なお、環境影響の回避又は低減ができることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、抜本的な事業計画の見直しを行うこと。

- (2) 事業実施にあたって、事業者は住民に対して真摯に向き合い、住民理解と合意形成を図るための丁寧かつ十分な措置を講じ、最大限の努力を払い合意形成を図ること。引き続き住民の求めに応じ、説明の機会を設けること。さらに、当該準備書に対する意見を踏まえて、送電計画を含む事業計画について取りまとめ、これを公表するとともに、地域住民及び地元自治体（北広島町及び安芸太田町）に丁寧かつ十分な説明を行い、相互理解を図ること。

また、迅速かつ丁寧な対応ができるよう地域内に専属の職員を配置し地域住民との相談窓口を開設すること。

- (3) 風力発電設備の配置等については、地元住民からの寄せられた要望や意見を十分に配慮すること。また、準備書に記載の内容はもちろんのこと、準備書に対する意見を踏まえて、専門家等の助言、最新の知見、科学的見地に基づいて検討すること。

送電計画については、大規模な森林伐採や土地の造成、景観の阻害要因となる可能性があることから評価書において可能な限り明らかにすること。

対象事業実施区域周辺は複数の風力発電事業が立地もしくは計画されており、累積的な影響が懸念されている。これら他事業の諸元等の情報入手に努め、累積的影響が懸念される項目について適切に予測評価し、その結果を評価書に記載すること。さらに、これらの風力発電施設の事業者と情報交換に努め、累積的な影響を可能な限り低減できるように計画すること。

- (4) 準備書のインターネットでの公表においては、印刷可能な状態としていたが、評価書においても同様に、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておく等、利便性の向上を図ること。

また、縦覧後も風力発電事業者から累積的影響等環境影響評価手続きのための調査による環境影響評価図書の閲覧を求められた場合、可能な限り協力を行うこと。

- (5) 事後調査は専門家等の意見を踏まえ適切に実施すること。事後調査の結果、さらなる環境保全措置が必要と判断される場合は、環境影響を分析し、結果に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書としてとりまとめること。

- (6) 発電所の供用終了後の施設の撤去と跡地の整理については、耐用年数経過後の設備を他社に譲渡する場合も含めて、当該事業者が責任をもって撤去及び跡地整理を行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気質、騒音、低周波音及び振動

- ア 対象事業実施区域への工事関係車両の主要な走行ルートとして設定されている、一般国道 191 号及び一般国道 186 号は本県に通じているため、当県域に環境影響が想定される場合は、当県域での調査・予測地点追加等の再検討を行うとともに、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- イ 風力発電機の配置等を検討する場合には、対象事業区域周辺が騒音苦情の少ない静穏な地域であることを考慮すること。評価書の作成までに、風力発電設備の基数や配置について更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、必要に応じて調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて稼働調整を含む環境保全措置を検討及び講じること。
- ウ また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音及び低周波音（超低周波を含む）の影響を強く受ける住民に対して環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。
- エ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講じること。
- オ 周辺住民などへの影響を低減するよう努めること。

(2) 水環境

対象事業実施区域内における土地改変を伴う場所及びその周辺の沢筋の情報を適切に把握し、評価書において水環境に対する影響について、適切に予測及び評価を実施すること。

さらに、水環境に対する影響について事業着手前から、定期的かつ継続的な調査を実施し、その結果を公表するとともに、必要な環境保全措置を講じること。

(3) 動物、植物及び生態系

- ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、鳥類が頻繁に往来するエリアでは風力発電機の設置を慎重に検討し、適切な環境保全措置を講じること。
- イ 稼働後において、バードストライク及びバットストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。また、稼働後の風車の影響を把握するための事前の調査を実施し、当事業の影響が大きい場合は、必要な対応を講じること。
- ウ 対象事業実施区域の周辺において、クマタカ等の営巣が複数確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、繁殖期における工事内容に係る環境保全措置を適切に講じること。
- エ 評価書の作成までに実施した調査においては、その結果を評価書に盛り込むとともに、重要な植物種が確認された場合は専門家等の意見を求めたうえで、環境保全措置として最適な場所に移植する等適切な方法を講じるとともに、事後調査を実施すること。
- オ 風力発電設備の配置等を検討する際には、鳥獣保護法や、種の保存法等の各種法令に基づく最新の保護措置に十分留意すること。
- カ 哺乳類のコウモリに関しても、高空域を飛翔する種に関しては、鳥類と同様にバットストライクが想定されることから、上述した同様の措置を講じること。
- キ 重要な植物種が確認された場合は専門家等の意見を求めたうえで、環境保全措置として最適な場所に移植するとともに、事後調査を実施すること。
- ク 湿地の環境影響について、湿地の存在が認められた時には、湿地やその集水域における工事を回避する等、適切に環境保全措置を講じること。

(4) 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

- ア 準備書で選定している主要な眺望点以外にも、八幡地区の集会施設のほか、八幡高原カキツバタの里を主な眺望点に追加し、調査、予測及び評価すること。
- イ 八幡地区における風車の見え方については、垂直見込角はより小さい値を採用するとともに眺望の景色によっては支障ありと判断し、事業計画を修正すること。
- ウ 準備書において主要な眺望景観の状況については、フォトモンタージュ法により累積的予測をしているが、評価書段階には、景観情報技術を用いた3DCGによる眺望景観の状況把握等を検討すること。
- エ 準備書において選定している主要な人と自然との触れ合いの活動の場以外にも「深入山」「恐羅漢山」も事業実施区域及びその周辺のハイキングコースや散策路等についても検討の上で、調査、予測及び評価を実施すること。なお、検討に当たっては、利用者や地域住民及び地元自治体等の意見を聴くこと。